

農地法第3条第2項第5号の規程に基づく別段の面積について

別段の面積	別段の面積を適用する区域
20アール	平成21年12月15日における箕面市の区域の全部 (告示日)

【下限面積の設定理由】

平成21年12月15日の農地法改正により下限面積は地域の実情に応じて農業委員会が定めることになったが、それまでの下限面積30aでは農地の取得や貸借についてハードルが高く農業への新規参入をはかることが困難であると考えられるため、また10aでは経営面積が小さいため生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから下限面積を20aにすることとなった。